

保育施設利用に関する重要事項確認書

以下の確認事項を必ずお読みになり、右欄の口に✓を記入してください。

虚偽又は故意に申告しなかった場合、入所を取り消すことがありますので、ご了承ください。

(2021)

確認事項		分かりました
1	別紙の「保育所(園)・認定こども園入所のご案内」に記載された内容を、充分ご確認ください。申込書、その他の書類については事実どおりに、もれなく記載してください。	<input type="checkbox"/>
2	65歳未満の同居の祖父母(敷地内同居を含む)がいる場合、保育が必要であることを証明する書類がなければ、利用調整において減点の対象となります。	<input type="checkbox"/>
3	就労を事由として入所した場合であっても、入所した月が「出産日の前8週の日が属する月」にあたる場合には、保育認定を「出産」に変更します。その場合、産後8週の日が属する月の月末で退所となります。	<input type="checkbox"/>
4	認定された保育時間を超えて保育を利用する場合、延長保育料が必要となります。 ※ 料金は園ごとに異なりますのでご確認ください。	<input type="checkbox"/>
5	保護者のいずれかが休務日(勤務日ではない)である場合は、原則保育を利用できません。	<input type="checkbox"/>
6	入所後は“慣らし保育”をおこなうことがあります。(園によって、期間や内容が異なります。)	<input type="checkbox"/>
7	休園は、月の初日から末日までを1か月として、最長2か月です。 ※ 事前に届出をおこなってください。月途中からの休園はできません。休園期間中は保育料が発生しません。	<input type="checkbox"/>
8	入所後、勤務状況(時間短縮、離職等)や家庭状況(出産、離婚、再婚等)に変更が生じた場合は、すみやかに市子ども福祉課に申し出の上、必要な手続きをしてください。	<input type="checkbox"/>
9	産後休暇又は育児休業の終了に伴う入所の場合は「育児休業」で認定します。復職後1か月以内又は入所承諾期間満了の1週間前までに「復職証明書」を提出してください。 復帰を確認でき次第「就労」に認定を変更し、入所期間を延長します。なお、復職日を変更する必要がある場合は、すみやかに市子ども福祉課に申し出の上、必要な手続きをしてください。証明書の内容と事実が異なる場合には、退所となる場合があります。	<input type="checkbox"/>
10	「求職活動」を事由とする場合の入所期間は2か月です。期間満了の1週間前までに、就労証明書を提出してください。	<input type="checkbox"/>
11	離職し、その後就労の予定がない場合は保育の利用ができません。「退所届」を提出してください。 求職活動を行う場合は、離職日(出勤をしなくなった日。有休消化期間は就労とみなしません。)から14日以内に「誓約書」を提出してください。	<input type="checkbox"/>
12	就労及び求職活動以外の事由による入所承諾期間は、最長6か月です。引き続き保育の利用を希望する場合は、期間満了の1週間前までに、申立書、保育が必要な理由がわかる証明書を提出してください。	<input type="checkbox"/>
13	第2希望以下の園について、辞退する可能性が高い場合は記入せず空欄にしてください。	<input type="checkbox"/>
14	希望の利用開始月に入所できなかった場合、翌月の入所判定に繰り越しは行いません。翌月も入所判定を希望する場合は、再度入所申込を行ってください。	<input type="checkbox"/>
15	【0歳児～2歳児クラス】保育料は、毎月納期限(27日。土日祝日の場合は翌平日。)までにお支払いください。 ※口座振替となります。すでにきょうだいが在園している場合でも、改めて登録してください。	<input type="checkbox"/>
16	保育料を滞納した場合、自宅や職場への訪問のほか、預貯金や給与、財産の差し押さえ等、税金同様に滞納処分の対象となります。	<input type="checkbox"/>
17	保育料を4か月以上滞納した場合、児童手当を「窓口払」に変更します。 受け取りの際、納付計画を作成し、提出してください。	<input type="checkbox"/>
18	【一斉入所のみ】令和2年12月から令和3年3月の間に育児休業の満了日が属する方は、休業期間延長後の復職予定日について再度確認します。令和3年3月19日までに、復職予定日が確認できる証明書を提出してください。	<input type="checkbox"/>
19	【公立保育所(3歳児～5歳児クラス)のみ】副食費は、毎月納期限(27日。土日祝日の場合は翌平日。)までにお支払いください。 ※口座振替となります。すでにきょうだいが在園している場合でも、改めて登録してください。	<input type="checkbox"/>
20	【転入予定の方のみ】入所する月の前月末日までに、転入手続きをおこなってください。転入したことが確認できない場合は、入所を取り消します。	<input type="checkbox"/>

上記について確認し、了承しました。

年 月 日

保護者署名

印

児童氏名：

生年月日：

年

月

日

※複数申し込む場合は、末子を記入してください。